

大口町告示第26号

大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱を一部改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱を一部改正する要綱

大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱（平成26年大口町告示第25号）を次のように改正する。

別表事業費の部高年齢者就業機会確保事業対象経費の項対象経費の欄中「、雑役務費」を「、雑役務費、諸謝金」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。